商品概要説明書

ＪＡプラスＬ

（平成３０年７月２日現在）

商品名	ＪＡプラスＬ
ご利用いただける方	○当ＪＡの地区内に在住または在勤の個人の方。 ○ご契約時の年齢が満 20 歳以上かつ契約期限時満 60 歳未満の方。 ○給与振込実施者または予定者でＪＡに給与振込口座を指定し、かつ毎月５万円以上給与振込されている方。 ○ＪＡ（他ＪＡを含む。）との間で当座貸越取引を行っていない方。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。 ただし、負債整備資金、営農資金、事業資金は除きます。
契約金額	○10 万円以上 50 万円以内とし、10 万円単位とします。
契約期間	○ご契約日から１年後の応当日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当ＪＡがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 59 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入利率には、年 1.6%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○随時返済 随時、当ＪＡ窓口またはＡＴＭから行うことができます。
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした１年を 365 日とする日割計算とします。
担保	○不要です。
保証人	○当ＪＡが指定する保証機関（静岡県農協保証センター）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○ＡＴＭ･ＣＤをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部融資課(電話：０５４－６４６－５１４３)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも苦情等を受け付けて

	おります。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（ＪＡバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記本店金融部融資課またはJAバンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○その他ご不明の点がございましたら、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ大井川